

5 解体等工事の発注者（注文者）が配慮すべき事項

解体等作業の際に石綿の飛散防止対策が適正に実施され、周辺の環境に悪影響を及ぼさないようにするために、工事の発注者は元請業者と十分に話し合ったうえで、以下のことについて配慮してください。

対象：すべての解体等工事（他の者から請け負ったものを除く。）の発注者（注文者）

5. 1 事前調査のための情報提供等（法18条の15第2項）

解体等工事の発注者（注文者）は、元請業者に対して、調査に要する費用を適正に負担し、解体等工事を行う建築物等の設計図書等の特定建築材料の使用状況に関する情報を提供するよう努めてください。

発注者が保有する設計図書等の建築物等に関する情報は、事前調査において非常に有益な情報となるため、大切に保管してください。

5. 2 施工方法、工期等に配慮した契約（法18条の16）

特定建築材料が使用されている建築物等の解体等工事は、使用されていないものに比べ、費用は高く工期も長くなります。発注者がその点を理解し、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければなりません。

発注者は事業者の選定にあたり、事前調査の実施の有無、作業基準の遵守などを確認したうえで、適正な工事を施工する事業者を選択し、それに見合った費用、工期での契約をするようにしてください。これは、すべての下請負人が適切に作業基準の遵守ができるようにするための措置です。

また、天候等の影響により工事が遅延したり、工事の進行により新たに特定建築材料が見つかったりすることがあります。そのような時は、元請業者、下請負人に無理な条件を押し付けることなく、必要な契約変更を行ってください。